

東京高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 所得税更正処分等取消請求控訴事件
国側当事者・国(目黒税務署長)

平成28年3月29日棄却・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、同第●●号、同第●●号、平成27年
5月26日判決、本資料265号-86・順号12669)

判 決

控訴人	甲
訴訟代理人弁護士	佐々木 寛
被控訴人	国
代表者法務大臣	岩城 光英
処分行政庁	目黒税務署長 諏方 正良
指定代理人	田原 昭彦
同	長倉 哲也
同	高橋 富士子
同	時任 英俊
同	垂野 里美
同	野本 寛之
同	青木 雄弥

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が平成24年2月28日付けで控訴人に対してした平成20年分の所得税の更正処分のうち納付すべき税額289万5500円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定を取り消す。
- 3 処分行政庁が平成24年2月28日付けで控訴人に対してした平成21年分の所得税の更正処分のうち納付すべき税額マイナス788万5498円(還付金の額に相当する税額)を超える部分及び過少申告加算税賦課決定を取り消す。
- 4 処分行政庁が平成24年2月28日付けで控訴人に対してした平成22年分の所得税の更正処分(ただし、平成24年5月10日付け減額再更正により一部取り消された後のもの)のうち納付すべき税額472万1900円を超える部分及び過少申告加算税賦課決定を取り消す。

第2 事案の概要

- 1 本件は、医療法人社団A(以下「A」という。)の理事長を務める医師である控訴人が、平成

20年分ないし平成22年分（以下「本件各年分」という。）の各所得税の確定申告について、処分行政庁（目黒税務署長）により、Aに係る法人税の調査に基づき、控訴人のAからの借入金（以下「本件借入金」という。）に関し、通常支払うべき利息の額（以下「本件利息相当額」という。）とAの決算において収入に計上された利息の額（以下「本件受取利息額」という。）との差額が控訴人の所得に算入されるべき経済的利益（以下「本件経済的利益」という。）に当たると判断され、本件各年分の所得税について、本件経済的利益の額を控訴人の給与所得に加算した各更正処分（以下「本件各更正処分」という。）及び各過少申告加算税賦課決定処分（以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。）を受けたため、処分行政庁の所属する被控訴人に対し、本件各更正処分のうち、平成20年分の納付すべき税額289万5500円を超える部分（更正処分の税額587万0700円）、平成21年分の納付すべき税額マイナス788万5498円（還付金の額に相当する税額）を超える部分（更正処分の還付金相当額717万1088円）、平成22年分の納付すべき税額472万1900円を超える部分（平成24年5月10日付けの減額再更正により一部取消し後の更正処分の税額685万4100円）の各取消しと、本件各賦課決定処分の各取消しを求めた事案である。

原審は、被控訴人の主張する課税と計算の根拠はいずれも相当であると判断し、他方で、控訴人の本件各更正処分等は違法であるとの主張、即ち、①Aに対する税務調査を行ったのみで、控訴人に対する調査を行っていないのは違法である、②本件借入金の額は、⑦控訴人名義の有価証券の一部は実質的にはAに帰属するものであり、その取得費用に充てた本件借入金については、有価証券の購入時に購入額と同額の弁済があったものとすべき点と、④控訴人のAに対する未払給与及び未払賃借料に係る請求権と本件借入金債務が相殺されるべき点において、それぞれ誤っている、③本件利息相当額の算定において所得税基本通達の定める利率を用いる法律上の根拠がない、④本件経済的利益の額に相当する額は、控訴人の事業所得や不動産所得を稼得するために要した必要経費と認められるべきであるとの各主張をいずれも排斥して、控訴人の請求をすべて棄却したので、これを不服とする控訴人が、原判決の取消しと請求の全部認容を求めて控訴した。

2 本件における「関係法令等の定め」、「前提事実」、「税額等に関する当事者の主張」、「争点」及び「争点に関する当事者の主張の要旨」は、次のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第2 事案の概要」の1ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 引用部分中の各「別表」をいずれも「原判決別表」と改める。
- (2) 原判決3頁17行目から18行目にかけての「36-28」の次に「(2)」を加える。
- (3) 原判決4頁12行目の「本件貸付金」を「貸付金（以下「本件貸付金」という。）」と改める。
- (4) 原判決6頁4行目の「3」を「4-3」と改める。
- (5) 原判決7頁15行目の「別紙」を「原判決別紙」と、同頁24行目の「未払給与及び未払家賃」を「本件未払給与及び本件未払賃借料に係る債務額」とそれぞれ改める。
- (6) 原判決9頁19行目の「購入」を「購入に当たるもの」と改める。
- (7) 原判決10頁10行目の「未払家賃」を「未払賃借料」と、同頁14行目から15行目にかけての「未払給与及び未払家賃」を「本件未払給与及び本件未払賃借料に係る債務額」と、

同頁26行目の「未払給与」を「本件未払給与」とそれぞれ改める。

(8) 原判決11頁9行目の「適正な」の次に「徴税の」を加える。

(9) 原判決12頁1行目の「(2)の」を「(2)による」と改める。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の請求は全て棄却するのが相当と判断する。その理由は、次のとおり原判決を補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」の1ないし6に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 引用部分中の各「別表」をいずれも「原判決別表」と改める。

(2) 原判決13頁3行目の「行わず行った」を「行わずにした」と、同頁14行目の「認められている。」を「認められていると解される。」とそれぞれ改める。

(3) 原判決14頁4行目の「認められ、」を「認められるのであって、」と、同頁5行目の「いうべきであり、」を「いうべきであるから、」とそれぞれ改め、同頁26行目の「争いのない事実によれば、」を削る。

(4) 原判決15頁2行目の「事実があるとはうかがわれない」を「事実がないことは当事者間に争いが無い」と、同頁4行目の「よると、本件各有価証券は、」を「示されているとおり、本件各有価証券が、」と、同頁5行目の「ものであり、」を「ことも当事者間に争いがなく、」と、同頁6行目から7行目にかけての「事情があるともうかがわれない」を「証拠はない」と、同頁9行目の「Aは、」を「Aが、」とそれぞれ改め、同頁21行目の「替えている。）」の次に「ことは当事者間に争いが無い」を、同頁24行目の「照らすと、」の次に「控訴人の」をそれぞれ加える。

(5) 原判決16頁11行目の「認められない」を「ない」と改め、同頁12行目の「頁）」の次に「ことが認められる」を加え、同頁19行目から20行目にかけての「前提事実(3)イ、ウ及び争いのない事実によれば、Aは、」を「Aが、」と、同頁21行目、23行目及び24行目の各「未払給与」をいずれも「本件未払給与」と、同頁26行目の「のに対して、」を「ことは当事者間に争いが無いところ、前提事実(3)イ、ウによれば、Aは、」とそれぞれ改める。

(6) 原判決17頁19行目から20行目にかけての「認められるような事情はうかがわれない」を「いうべき事情を認めるに足りる証拠はない」と、同行の「(2)の」を「(2)による」とそれぞれ改める。

(7) 原判決18頁13行目の「無担保で返還日も定めずに」を「無担保で、弁済期の定めもなく、」と改める。

(8) 原判決19頁20行目及び21行目の各「別紙」をいずれも「原判決別紙」と改める。

2 控訴人の当審における主張のうち、以下の①ないし⑤は、いずれも原審における主張を繰り返しているものであるところ、それらが採用できないものであることは、①控訴人に対する必要な調査を行っていないのは違法であるとする点については、前記1において引用した原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」(補正後のもの。以下「前記判断」という。)の1において、②控訴人名義の有価証券の一部は実質的にはAに帰属するものであるとする点については、前記判断の2において、③本件貸付金は本件未払給与及び本件未払賃借料に係る債務と相殺されるべきであるとする点については、前記判断の3において、④本件利息相当額の算定において所得税基本通達の定める利率を用いるのは合理的根拠を欠き違法であるとする

点については、前記判断の4において、⑤本件経済的利益の額に相当する額は、控訴人の所得金額の計算上、必要経費に算入されるべきであるとする点については、前記判断の5において、それぞれ認定説示したとおりである。

そして、その余の控訴人の主張である上記④の利率を定めた基本通達36-49が違憲な通達であるとする点は、独自の見解であり、採用するには至らない。

3 以上によれば、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であり、控訴人の本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第16民事部

裁判長裁判官 青野 洋士

裁判官 貝原 信之

裁判官 前田 英子